

日本大学大学院工学研究科学位論文に係る評価に当たっての基準

令和2年2月20日 制定
令和2年4月 1日 施行

博士前期課程

1 学位論文が満たすべき水準

博士前期課程学位論文に当たっては、ディプロマ・ポリシーに基づき、以下の項目を満たすこと。

- ① 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であること。
- ② 論文の内容は、新規性、独創性、有用性のいずれかを有していること。
- ③ 論文の構成・内容が以下の(1)～(7)を満たしていること。
 - (1) 論文の題目が適切であること。
 - (2) 研究の背景が記述されており、研究目的が明確であること。
 - (3) 研究方法が記述されており、目的に沿った方法であること。
 - (4) 結果が図表等を用いて適切に示されていること。
 - (5) 考察が結果に基づいて適切に導き出されていること。
 - (6) 目的に対応して結論が適切に導き出されていること。
 - (7) 文献が適切に引用されていること。
- ④ 原則として学位論文テーマに関する成果を学内の学術研究報告会または学・協会等で発表していること。

2 審査体制

本研究科が別に定める「学位審査要項(以下「要項」という)」による。

3 審査方法

「要項」に基づき最終試験及び修士論文に関する審査を行い、「1」に明記する水準に達しているかを確認する。

博士後期課程

1 学位論文が満たすべき水準

博士後期課程学位論文に当たっては、ディプロマ・ポリシーに基づき、以下の項目を満たすこと。

- ① 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であること。
- ② 論文の内容は新規性、独創性、有用性を明らかに有しており、当該分野の学問の発展に貢献できる内容を含むこと。
- ③ 先行研究の評価や事実調査が的確であり、研究の学術的あるいは社会的位置付けが明示されていること。
- ④ 研究の方法が明確かつ具体的に記述されていること。
- ⑤ 解析・考察の展開が論理的であり、結論が明瞭に示されていること。
- ⑥ 引用等が適切になされ、学位論文としての体裁が整っていること。

2 審査体制

本研究科が別に定める「学位審査要項(以下「要項」という)」による。

3 審査方法

「要項」に基づき審査委員会による最終試験及び博士論文に関する審査を行い、「1」に明記する水準に達しているかを確認する。

以 上